

WEB 予約 ASP システム利用規約

本WEB 予約 ASP システム利用規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社エス・ワイ・エス(以下「SYS」といいます。)がクライアント(第1条に定義)に対し、SYS が提供する WEB 予約等に関する ASP システムの利用を許諾することに関する、SYS とクライアントの権利義務関係を定めることを目的とします。

第1条 定義

本規約において使用される以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「本件システム」とは、宿泊施設、飲食店舗その他の施設を営む事業者に対してASP形態で予約機能及びそれに付随関連する機能を提供する、申込内容の「対象システム」欄に記載されたシステムを意味し、その内容は本規約に定めるほか、SYS が定めるところによるものとします。本件システムの名称、内容、機能等は、SYS により変更されることがあるものとし、変更された場合には、変更後のものをもって本件システムとします。
- (2) 「申込書」とは、本規約に基づく本件システムの利用の申込みにかかる、SYS 所定の申込フォームを意味します。
- (3) 「申込内容」とは、申込書に対して SYS が審査の上で承諾した内容を意味し、申込書の記載と異なる内容で SYS が承諾した場合には、当該変更された内容を意味します。
- (4) 「クライアント」とは、申込書に基づき SYS に本件システムの利用を申し込み、SYS から本件システムの利用許諾を受ける者を意味します。
- (5) 「利用顧客」とは、クライアントのウェブサイト経由で本件システムの機能を利用して宿泊予約、飲食予約等を行うクライアントの顧客を意味します。
- (6) 「ID 等」とは、クライアント又は利用顧客に対して、本件システムへのアクセスを認証するために付与される ID、パスワード等を意味します。
- (7) 「サービス・価格リスト」とは、別途SYS が指定する、本件システムのプラン、オプション、価格等を記載したリストを意味します。
- (8) 「利用期間」とは、申込内容記載の本件システムの利用期間を意味します。但し、利用契約が更新された場合には、利用期間は利用契約の有効期間と同期間延長されるものとします。
- (9) 「利用契約」とは、第2条に定めるSYS とクライアントの間の本件システムの利用に関する契約を意味します。
- (10) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権(それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。)を意味します。

第2条 利用契約

申込書による申込及び承諾に基づき、SYS とクライアントとの間に、本規約の内容に従った本件システムの利用に関する契約が成立するものとします。

第3条 利用開始準備

1. クライアントは、利用契約成立後 SYS が定める時までには、本件システムの設定のために必要なものとして SYS が定める事項(施設に関する基本情報、ID 等の選択に関する情報、インターフェースデザインの選択に関する事項等)を、SYS が指定する様式の書面(以下「設定情報申告書」といいます。)により、SYS

に申告するものとします。

2. **SYS** は、設定情報申告書の内容に基づいて、本件システムについて基本設定を行うものとします。設定に要する期間の見込みについては、**SYS** より別途告知するものとします。**SYS** は、設定完了後その旨をクライアントに通知します。
3. クライアントは、前項による基本設定の結果をウェブサイトにおいて検査し、その結果を書面又は **SYS** が指定する方法で **SYS** に通知するものとします。クライアントから **SYS** に対して検査に合格した旨の通知が書面又は **SYS** が指定する方法でなされたときもって、基本設定が完了したものとします。
4. クライアントは、前項の検査において不備を発見したときは、**SYS** に修正を求めることができます。この場合、**SYS** は合理的な期間内に修正を行った上、その旨をクライアントに通知します。この場合、クライアントは速やかに再検査を行い、その結果を書面又は **SYS** が指定する方法で **SYS** に対して通知するものとし、クライアントから **SYS** に対して当該再検査に合格した旨の通知が書面又は **SYS** が指定する方法でなされたときもって、基本設定は完了したものとします。
5. 再検査において不備が発見された場合には、前項の定めが準用されるものとし、その後の検査についても同様とします。
6. 基本設定の完了により、本件システムの利用が可能となるものとし、基本設定完了後の情報の入力(利用顧客に提示する販売条件その他の情報等の入力。以下「施設情報入力」といいます。)は、当事者間で別段の合意をした場合を除き、クライアントの責任で行うものとします。
7. 下記の場合には、基本設定が完了したものとみなします。この場合、クライアントによる本件システムの利用の有無にかかわらず、本件システムの利用が可能になったものとみなされ、クライアントは本件システムの利用の対価(基本設定完了以後に発生する対価を含みます。)の支払義務を免れないものとします。
 - (1) **SYS** が第 2 項又は第 4 項(第 5 項で準用される場合を含みます。)に基づいて設定又は修正の完了をクライアントに通知した後 1 週間以内(以下「検査期間」といいます。)に、クライアントが検査の可否を書面又は **SYS** が指定する方法で **SYS** に通知しないとき。
 - (2) クライアントが合理的な理由なく検査不合格の通知をなし、検査不合格の合理的な説明がなされないまま検査期間が満了したとき。
 - (3) クライアントが本件システムを検査目的以外に使用したとき。
8. クライアントがオプションサービスとして施設情報入力を **SYS** に委託した場合、クライアントは当該作業に必要なものとして **SYS** が求める情報(施設情報、本件システムと接続又は連動する周辺システムのログイン ID 情報を含みます。)を **SYS** に開示又は貸与するものとします。かかる場合、以下の定めを適用します。
 - (1) **SYS** は施設情報の入力の正確性等を保証しません。**SYS** からの作業完了の通知後、クライアントは自己の責任で入力情報の正確性等を確認の上で、本件システムの利用を開始するものとし、情報の不正確性等によって生じた損害について **SYS** は一切責任を負いません。
 - (2) **SYS** は、クライアントから **SYS** に対する情報の開示又は貸与によって生じた損害等について、一切責任を負いません。クライアントは、情報の **SYS** に対する開示の可否(本項柱書に定める ID 情報の発行元の利用規約の確認等を含みます。)について、自己の責任で確認及び処理を行うものとします。

第4条 利用許諾

1. クライアントは、利用期間中、本規約の定めるところに従い、本件システムをその通常の用法に従って利

用することができます。

2. 利用契約に基づく利用許諾の対象となる本件システムの機能等は、サービス・価格リストに記載された機能等のうち、申込内容の「プラン・オプション」欄に記載された範囲となるものとします。なお、何らかの事情によりサービス・価格リストの内容と申込内容の記載が矛盾する場合は、申込内容の記載を優先します。
3. クライアントは、クライアントの本件システムの利用に関する社内の担当者以外のいかなる者に対しても、本件システムを利用させてはならないものとします。

第5条 事前決済オプション

1. 申込内容において、オプションとして事前決済機能(以下本条において「本機能」といいます。)が選択された場合には、本条が適用されます。
2. 本機能は、クライアントが利用顧客との代金の決済につき、本機能にかかるサービスを提供する **SYS** 所定の決済サービス提供企業(以下「事前決済サービス会社」といいます。)が提供するクレジットカード決済サービス(以下「決済サービス」といいます。)を、本件システムによって提供される予約等の機能と連動して利用できる機能を提供するものです。決済サービス自体は、クライアントと事前決済サービス会社間の契約(以下「決済関係契約」といいます。)に基づき事前決済サービス会社が提供するものであり、**SYS** によって提供されるものではありません。
3. クライアント又は事前決済サービス会社による決済関係契約の不履行、決済サービスの停止、決済関係契約の終了、その他決済関係契約に関して生じた問題(事前決済サービス会社又はクライアントの帰責性の有無を問いません。)は、クライアントの本件システムの利用の対価の支払義務に影響を及ぼさないものとします。
4. クライアントは、決済関係契約に基づきクライアントが事前決済サービス会社に支払うべき費用のうち、**SYS**とクライアントが別途合意した範囲の費用について、**SYS**に立替払いを委託し、**SYS**が立替払いした金額を**SYS**が指定する期日までに**SYS**に支払うものとします。なお、いかなる場合でも、立替払いの対象となる費用は、本機能を利用した決済サービスの利用に関する費用であって、本機能の利用期間中に生じたものに限るものとし、何らかの理由で本機能を利用しない決済サービスが事前決済サービス会社からクライアントに提供された場合でも、それに関する費用は立替払いの対象外とします。本項によるクライアントから**SYS**に対する支払については、第6条第4項から第7項までの定めを準用します。
5. 前項によるクライアントの**SYS**に対する支払義務について不履行があった場合、**SYS**は前項の立替払いを終了又は停止できます。また、当該不履行があった場合、**SYS**は直ちに利用契約の全部又は一部を解除できるものとします。

第6条 対価

1. クライアントは、**SYS**に対し、本件システムの利用の対価として、サービス・価格リストに基づき申込内容において特定された金額及びこれに係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)相当額を、申込内容記載の支払条件で支払うものとします。なお、何らかの事情によりサービス・価格リストの内容と申込内容における金額及び支払条件が矛盾する場合は、申込内容の記載を優先します。
2. 適用される料金体系に月額運用費用が含まれる場合、当該費用は申込内容に別段の定めがない限り、第3条に基づく基本設定の完了日から1ヶ月経過した日以降発生するものとします。月額運用費用の支払条件は、当月末日締め、翌月末日支払期限とします。
3. 適用される料金体系に成功報酬形態の対価が含まれる場合には、申込内容に別段の定めがない限り、以下の定めに従います。

- (1) **SYS**は、成功報酬の計算の基礎となる成約案件の数及び明細を記したリストを、当月 20 日締切りで作成の上、クライアントに当月 25 日までにファクシミリ等で送付します。クライアントにおいて当該リストをチェックし、疑義があれば**SYS**にファクシミリ等で連絡します。クライアントから3日以内に連絡がなかった場合には成功報酬の額が確定されるものとします。
 - (2) クライアントは、当月 25 日締め切りの前号のリストに基づき、前号により確定される成功報酬の額を、当該締切日の属する月の翌月末日までに**SYS**に支払うものとします。
4. 本条に基づく対価の支払は、**SYS**の指定する銀行口座への振込送金の方法によるものとし、銀行振込手数料その他支払に要する費用はクライアントの負担とします。
 5. 前項に拘らず、**SYS**は、本条に基づく金額の請求及びその受領に関する業務を**SYS**所定の決済サービス提供企業(以下「決済会社」といいます。)に委託することができ、この場合、クライアントは、クライアントの指定する金融機関の口座から決済会社の指定する金融機関の口座への預金口座振替等の方法により支払うものとします。この場合、第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、**SYS**に対する支払の時期は、**SYS**が別途指定する条件によるものとします。なお、申込内容において決済会社の利用が明記されていない場合においても、クライアントに支払時期の早期化又は手数料負担が生じない限り、**SYS**はクライアントの本件システムの利用開始後において決済会社への上記業務の委託を行うことができるものとします。
 6. **SYS**もしくは決済会社は、本条に基づく支払いに関する請求又は精算の内容を、Web 画面における閲覧又は**SYS**もしくは決済会社が指定するその他の方法でクライアントに通知します。なお、クライアントが当該請求又は精算の内容の通知について、書面の郵送による受領を希望する場合、**SYS**又は決済会社が指定する額の手数料を**SYS**に支払うこととします。
 7. クライアントは、本条の支払を遅滞した場合には、年 18.25%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
 8. 利用契約が終了した場合でも、その終了の理由の如何を問わず、クライアントは既に支払義務の発生した対価の支払を免れず、**SYS**は既に受領した対価をクライアントに返還する義務を負わないものとします。

第7条 ID等の管理

1. クライアントは、クライアントに付与された ID 等を自己の責任において管理及び保管し、また利用顧客がそれぞれに付与された ID 等を管理及び保管するよう指導する責任を負うものとします。
2. **SYS**は、本件システムにおいて**SYS**に送信された ID 等が、クライアント又は利用顧客の ID 等として登録されたものである場合には、当該アクセスをクライアント又は利用顧客による利用として取り扱うものとし、クライアントはこれを了承するものとします。
3. クライアント及び利用顧客の ID 等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はクライアントが負うものとし、**SYS**は一切の責任を負わないものとします。
4. クライアントは、ID 等が盗用され、又はクライアント及び利用顧客以外の第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を**SYS**に通知するとともに、**SYS**からの指示に従うものとします。

第8条 本件システム利用上の遵守事項

クライアントは、本件システムの使用にあたり、以下の各号に該当する行為を自ら行わず、利用顧客に行わせないようにするものとします。

- (1) **SYS**又は他の利用顧客を含む第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の

権利又は利益を侵害する行為

- (2) SYS が本件システムにおいて必要な範囲で複製、改変、送信その他の行為を行うことが他の利用顧客を含む第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益の侵害に該当することとなる情報を送信する行為
- (3) 犯罪行為に関連する行為
- (4) 法令に違反する行為
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) コンピューター・ウィルスを含む電子メールなど有害なコンピューター・プログラム等を送信する行為
- (7) SYS が定める一定のデータ容量以上のデータを、本件システムを利用して送受信し、又は本件システムに関する SYS 保有のサーバー上に置く行為
- (8) その他、SYS が不適切と判断する行為

第9条 情報の削除等

1. SYS は、本件システムにおけるクライアント又は利用顧客による情報の送受信等の行為が前条各号のいずれかに該当し、又は、該当するおそれがあるとSYS が判断した場合には、クライアント及び利用顧客に事前に通知することなく、SYS の裁量に基づき、当該情報の全部又は一部の削除、本件システムの利用停止等の措置をとることができます。
2. SYS は前項に基づくSYS の行為によりクライアント又は利用顧客が被った損害について一切の責任を負わないものとします。また、利用停止等に伴う料金の減額はなされないものとします。

第10条 本件システムの停止等

1. SYS は、以下のいずれかに該当する場合には、クライアントに事前に通知することなく、本件システムの利用の全部又は一部を必要な期間停止することができるものとします。
 - (1) 本件システムに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
 - (2) 本件システムに係るコンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本件システムの運営ができなくなった場合
 - (4) その他、SYS が停止又は中断を必要と判断した場合
2. SYS は、前項に基づきSYS が行った措置に基づきクライアント又は利用顧客に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。但し、第3項に従い料金を減額する場合があります。
3. 第1項各号の事由に基づき、本件システムの全部の利用が停止された場合において、当該利用停止時間がSYS が当該全部利用停止を覚知したときから24時間以上に及んだ場合には、停止時間24時間ごとに当月分の本件システムの利用の対価(但し、固定の月額対価の部分に限り、固定の月額対価がない場合は0とします。)30分の1に相当する金額(1円未満の端数は切り捨て)を減額するものとし、SYS 所定の条件で精算します。

第11条 クライアントの通知義務

クライアントは、その名称、住所その他SYS に対する届出事項に変更があった場合は、速やかにSYS 所定の方法でSYS に対し通知しなければなりません。

第12条 責任の制限

1. クライアントは、本件システムを利用することが、クライアントに適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、SYS は、クライアントによる本件システムの利用が、クライアントに適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
2. クライアントは、本件システムの利用に必要となるクライアントのシステム等(本件システムの機能を利用するクライアントのウェブサイトを含み、これに限定されない。)を自己の責任で設置及び管理するものとし、かかるシステム等の不備等により生じた本件システムの利用不能等の障害について、SYS は一切責任を負いません。
3. クライアントが SYS から直接又は間接に本件システムに関する情報を得た場合であっても、SYS はクライアントに対し本規約において規定されている内容を超えて如何なる保証も行うものではありません。

第13条 紛争処理

本件システムの利用に関するクライアントと利用顧客の間又は利用顧客相互間のトラブル等については、SYS の責に帰すべき場合を除き、クライアントが自己の責任と負担で解決するものとし、かかるトラブル等により SYS が利用顧客又はその他の第三者に対して損害賠償その他の金銭的出捐を余儀なくされた場合には、クライアントはその金額を SYS に対して賠償するものとします。

第14条 個人情報等

1. クライアントは、本件システムにおいて処理される利用顧客の個人情報について、クライアント自身が取得する個人情報として、利用顧客からの取得、管理等に関する責任を負うものとします。
2. SYS は、本件システムの提供に必要な範囲におけるクライアントからの個人情報の取扱の受託者として、クライアントによる前項の責任の履行に支障が生じないよう、本件システムの提供の過程で取得した利用顧客の個人情報を適切に取り扱うものとします。
3. SYS は、クライアントによる本件システムの利用により SYS が得た情報を、ホテル運営に関する市場動向、経営計数等の統計的又は分析的なデータに加工した上で、SYS 自身又は第三者との業務に利用(第三者への提供を含む。)することができる。但し、クライアント及びクライアントのグループ会社が運営する宿泊施設のデータであることを明示的に示す場合は、クライアントの事前の承諾を得るものとする。

第15条 知的財産権

1. 本件システムに関する知的財産権は全て SYS 又は SYS にライセンスを許諾した者に帰属するものとします。
2. 利用契約に基づく SYS のクライアントに対する本件システムの利用許諾は、本件システムについての知的財産権の移転又は使用許諾を意味するものではありません。
3. クライアントは、本件システムの複製、改変その他 SYS の知的財産権を侵害する行為をしてはなりません。

第16条 情報の保存等

本件システムの利用に伴い本件システムに蓄積される予約情報等の情報(以下「予約情報等」という。)については、第 1 号に定めるところに従い、SYS により保存されるものとします。但し、クライアントによる予約情報等の閲覧等については、利用期間中において本件システムの機能により閲覧等することができる範囲に限られるものとし、かかる範囲を超えてクライアントが利用契約の有効期間中又は終了後において予約情報等の提供を求める場合には、別途第 2 号の条件に基づき SYS にこれを依頼することを要します。

(1) 予約情報等の保存方法および保存期間

下記のとおりとする。但し、SYS の裁量により変更できるものとする。

記

予約情報等は本件システムへの入力時から 3 年間、本件システムのハードディスクにて保存する。3 年を経過した情報は、外部記憶媒体に保存の上、本件システムのハードディスクから削除する。外部記憶媒体では 2 年間保存するものとし、本件システムへの入力時から通算 5 年を経過した情報は外部記憶媒体からも削除される。

(2) 予約情報等の提供条件

下記のとおりとする。但し、SYS の裁量により変更できるものとする。

記

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1) 提供方法 | 外部記憶媒体にデータを保存後、郵送にて引渡しとする。 |
| 2) 料金 | 1 回あたり 10 万円(消費税別途) |
| 3) その他の条件 | SYS が定めるところによる。 |

第17条 有効期間

利用契約は、利用契約の成立日に効力を発し、利用期間の満了日まで有効に存続します。但し、期間満了の 2 ヶ月前までに SYS 及びクライアントのいずれからも更新しない旨の通知がなされない場合には、その満了と同時に同一条件で自動的に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。

第18条 解除等

1. 利用契約の当事者は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに利用契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 本規約その他利用契約の条件に違反し、その是正を求める通知を受領後 15 日以内に当該違反の是正をしない場合
- (2) 支払停止若しくは支払不能となり、又は、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき
- (3) 振り出し又は引き受けた手形又は小切手が不渡りとなったとき
- (4) 仮差押え、仮処分、差押え又は競売の申立てを受けたとき
- (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (6) 解散したとき(合併による場合を除く。)、清算開始となったとき、又は事業の全部(実質的に全部の場合を含む。)を第三者に譲渡したとき
- (7) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
- (8) 資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
- (9) 取締役、監査役、従業員その他の構成員、株主、取引先、若しくは顧問その他のアドバイザーが反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている

ことが判明した場合において、その解消を求める通知を受領後相当期間内にこれが解消されないとき

2. **SYS** は、クライアントに次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、催告を要せずクライアントに書面で通知することにより直ちに利用契約を将来に向かって解除することができます。また、クライアントは、これらの事由に該当したことによって **SYS** に生じた損害を賠償する責任を負うものとします。
 - (1) クライアントが利用契約の申込に際して、その他利用契約に関連して **SYS** に提出した、クライアントの施設の営業許可証その他の証明書類に虚偽、改竄等があり、又は最新かつ正確なものでなかった場合
 - (2) クライアントの施設の適法な運営に必要な許認可、届出等の効力が喪失又は中断した場合
 - (3) クライアント又はクライアントの施設に適用される法令に違反した場合
 - (4) 前各号に該当するおそれがあると認められる合理的な理由がある場合
3. クライアントに第1項又は第2項に掲げる事由の一つが発生した場合、クライアントの **SYS** に対する債務は当然に期限の利益を失い、クライアントは全ての債務を **SYS** に弁済しなければなりません。
4. クライアントは、**SYS** に対し2ヶ月前までに書面で通知することによって、いつでも利用契約を将来に向かって解除できるものとします。

第19条 損害賠償

本規約において別段の定めがある場合を除き、利用契約の当事者は、利用契約に関連して相手方に損害を与えた場合には、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、賠償責任を負うものとします。但し、**SYS** の賠償責任は、損害賠償の事由が発生した時点から過去に遡って6カ月の期間にクライアントから現実に受領した本件システムの利用の対価の総額を上限とします。

第20条 不可抗力

利用契約のいずれの当事者も、自らの合理的な支配の及ばない状況(火事、停電、ハッキング、コンピューターウイルスの侵入、地震、洪水、戦争、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、又は政府当局による介入を含むがこれらに限定されません。)により利用契約上の義務(支払期限にある金銭債務は除く。)の履行が遅延した場合、その状態が継続する期間中相手方に対し債務不履行責任を負わないものとします。

第21条 秘密保持

1. 本規約において「秘密情報」とは、利用契約に関連して、一方当事者が、相手方より口頭、書面その他の記録媒体等により提供若しくは開示されたか又は知り得た、相手方に関する技術、営業、業務、財務又は組織に関する全ての情報を意味します。但し、(1)相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は、既に知得していたもの、(2)相手方から提供若しくは開示がなされた後又は知得した後、自己の責に帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、(3)提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、(4)秘密情報によることなく単独で開発したもの、(5)相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外します。
2. 利用契約の当事者は、秘密情報を利用契約の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。

3. 第2項の規定に拘わらず、利用契約の当事者は、法律、裁判所又は政府機関の強制力を伴う命令、要求又は要請に基づき、相手方の秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければなりません。
4. 利用契約の当事者は、秘密情報を記載した書面その他の記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の承諾を得ることとし、複製物については第2項に準じて取り扱うものとします。
5. 利用契約の当事者は、利用契約の終了時又は相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面、その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却又は廃棄するものとします。

第22条 通知

1. 本規約に別段の定めがある場合を除き、利用契約に基づく又はこれに関連する SYS からクライアントへの通知は、本件システム管理画面への表示、クライアントが登録したアドレスへの E-mail の送信、又はその他 SYS が適当と認める方法にて行うものとします。
2. 前項に基づく通知が、クライアントの所在不明等相手方の責に帰すべき事由により、到達しなかった場合には、その発送の日から2週間を経過した日に、当該通知が到達したものとみなします。
3. 本規約に別段の定めがある場合を除き、利用契約に基づく又はこれに関連するクライアントから SYS への通知は、SYS が指定する方法にて行うものとします。

第23条 契約の変更

1. SYS は、15 日前までにクライアントに SYS 所定の方法で通知することにより、利用契約(本規約及び本件システムの利用の対価その他の事項を含みます。以下本条において同じ。)の内容を変更できるものとします。当該通知後 SYS が定める期間内にクライアントが何らの異議も述べない場合、又は当該通知後にクライアントが本件システムの利用を継続した場合には、クライアントは利用契約の変更に同意したものとみなします。
2. 前項の変更により、本件システムの利用の対価が変更される場合には、変更後の本件システムの利用について、変更後の対価が適用されるものとします。

第24条 譲渡禁止

クライアントは、SYS の書面による事前の同意なくして、利用契約の契約上の地位又は利用契約に関して発生する権利若しくは義務につき、第三者に対する譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならないものとします。

第25条 完全合意

本規約は、本規約に含まれる事項に関する利用契約の当事者間の完全な合意を構成し、口頭又は書面によることを問わず、当事者間の本規約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先します。

第26条 分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、利用契約の当事者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第27条 存続規定

第3条第8項、第5条第3項から同条第5項まで(未払がある場合)、第6条、第7条第3項、第9条第2項、第10条第2項及び第3項(第3項は未精算がある場合)、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第18条第3項、第19条から第21条まで、第24条から第28条まで、並びに第30条第1号の規定は、利用契約終了後も有効に存続します。但し、第21条については、利用契約終了後3年間に限り存続するものとします。

第28条 準拠法及び合意管轄

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第29条 協議

本規約に定めのない事項及び解釈の疑義については、法令の規定並びに慣習に従うほか、利用契約の当事者間で誠意をもって協議解決を図るものとします。

第30条 スマ宿サービス移行に関する事項

クライアントが、本件システム利用の申込前に株式会社エイチ・アイ・エス(以下「**HIS**」といいます。)が提供していた「スマ宿」サービス(以下「スマ宿サービス」といいます。)の契約者である場合、クライアントは以下の各事項に同意するものとします。

- (1) **SYS** は、スマ宿サービスに登録されていたクライアントの情報を本件システムの基本設定又は施設情報入力(オプションサービスとして提供される場合)のために利用することができるものとします。スマ宿サービスに登録されていた情報の不備等によって生じた損害について、**SYS** は一切責任を負わないものとします。
- (2) クライアントが、スマ宿サービスにおける **HIS** に対する料金支払に関して、株式会社ジェーシービー(以下「**JCB**」といいます。)の「**JCB** 集金代行サービス」(以下「**JCB** 集金代行サービス」といいます。)を利用していた場合において、クライアントの **SYS** に対する本件システム利用の対価の支払(以下「本対価支払」といいます。)に **JCB** 集金代行サービスを利用する場合、**JCB** 集金代行サービスにおけるクライアントの契約条件(付帯する利用規約等の条件を含みます。)を、本対価支払に適用するものとして適切に読み替えた上で、本対価支払に適用するものとします。但し、**JCB** 又は **SYS** から別段の指定があった場合は、その条件に従うものとします。本対価支払に **JCB** 集金代行サービスを利用する場合、**SYS** から別段の指定がある場合を除き、本対価支払について、第6条第2項及び第3項に定める締め日の属する月の翌月末日までになされる **JCB** の請求に従い、請求日が属する月の翌月 10 日(金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日)を振替日として、クライアントの指定する金融機関の口座から **JCB** の指定する金融機関の口座への預金口座振替等の方法により支払うものとします。
- (3) クライアントが、スマ宿サービスにおける **HIS** に対する料金支払に関して、**JCB** の「**JCB** 企業間決済代行サービス」(以下「**JCB** 企業間決済代行サービス」といいます。)を利用していた場合において、本対価支払に **JCB** 企業間決済代行サービスを利用する場合、本対価支払について、**HIS** が **JCB** 企業間決済代行サービスを通じて **SYS** のためにこれを回収代行するものとします。但し、**SYS** から別段の指定があった場合は、その条件に従うものとします。本対価支払に **JCB** 企業間決済代行サービスを利用する場合、**SYS** から別段の指定がある場合を除き、本対価支払について、第6条第2項及び第3項に定める締め日の属する月の翌月末日までになされる **JCB** の請求に従い、請求日が属する月の翌月 10 日(金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日)を振替日として、クライアントの指定する金融機関の口座から **JCB** の指定する金融機関の口座への預金口座振替等の方法により支払うものとします。
- (4) クライアントが、スマ宿サービスにおける施設利用料の回収に関して、ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社(以下「**SBPS**」といいます。)のクレジットカード決済に関するオンライン決済サービスを利用していた場合において、クライアントが本規約第5条に定める事前決済オプション(以下「事前決済オプション」といいます。)に当該 **SBPS** のサービスを利用する場合、当該 **SBPS** のサービスにおけるクライアントの契約条件(「サービス加盟店契約(スマ宿)」等の付帯する利用規約等の条件を含みます。)を、事前決済オプションに適用するものとして適切に読み替えた上で、事前決済オプションに適用するものとします。但し、**SBPS** 又は **SYS** から別段の指定があった場合は、その条件に従うものとします。